

【けいしん安心定期預金規程】【通帳型】

1. (預金の支払時期)

けいしん安心定期預金（以下「この預金」という。）は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (証券類の受入れ)

この預金には、小切手その他の証券類の受入れはできません。

3. (利息)

(1) 預入日の3年後又は5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって6か月複利の方法による複利型として計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を後記5.(1)により満期前に解約する場合および後記5.(4)および(5)により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

I 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70% |

II 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×30% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×40% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×50% |
| ⑦ 3年以上4年未満 | 約定利率×60% |
| ⑧ 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはでき

ません。

- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

5. (解約、継続等)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

- (2) この預金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

- (3) この預金は、1回目の継続までは、通帳記載の満期日に前回と同一の期間のけいしん安心定期【通帳型】に自動的に継続し、継続後の利率は自由金利型定期預金(M型)の継続日における店頭表示利率に「0.2%」上乗せした利率を適用します。なお2回目の継続時以降は、同一の期間の自動継続自由金利型定期預金(M型)に自動的に預入します。

- (4) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が前記4.(1)に違反した場合

③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- (5) 前記(2)のほか、次の①から③までの一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

ア. 暴力団

イ. 暴力団員

ウ. 暴力団準構成員

エ. 暴力団関係企業

オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

カ. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

才. その他前各号に準ずる行為

6. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着したときまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

7. (預金・積金共通規程の適用)

この預金には、本規程のほか、「預金・積金共通規程」が適用されるものとします。

8. 附 則

この規程は、令和8年4月23日から施行します。

以 上